

名寄市監査委員告示第2号

平成30年2月21日付け名監査第16号で提出した平成29年度監査報告書の結果に基づき、名寄市長及び名寄市教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月26日

名寄市監査委員 上 田 盛 一  
名寄市監査委員 佐々木 寿

記

監査指摘事項等の措置状況通知 別紙のとおり

## 監査指摘事項等の措置状況通知

部所名	指摘事項	措置状況	検討状況及び改善予定時期等
名寄市風連国民健康保険診療所	現金収納については、会計規則第 31 条第 3 項に基づき収納するよう改善すべきです。	<p>平成 30 年 2 月 21 日付け平成 29 年度監査の結果に関する報告書で指摘のありました、風連国民健康保険診療所の現金収納（窓口収納分）につきましては、会計規則第 31 条第 3 項のただし書きに基づき処理されているものと誤認し事務処理しておりましたが、ご指摘のとおり改善いたします。</p> <p>なお、診療所窓口は午後 5 時まで開いているため、事務処理上当日の指定金融機関への払い込みは困難なため、翌日に指定金融機関への払い込み処理とします。</p>	ご指摘後 2 月 21 日に会計管理者と打合せを行い速やかに改善するよう指示を受けましたので、会計規則第 31 条第 3 項ただし書きの運用は行わず、月代わりの 30 年 3 月分から翌日払込みにより毎日処理することといたします。
名寄市教育委員会 教育部	現金収納については、会計規則第 31 条第 3 項に基づき収納するよう改善すべきです。	会計規則第 31 条ただし書きの規定により、教育部として名寄市民文化センター及び同様に現金収納を行っている社会教育施設について、教育部として会計管理者と協議し、名寄市民文化センターについては、平日の収入がごく少額であることが多いため最低でも週 1 回は収納することとし、時期的に集中して収入がある場合は速やかに収納することといたしました。また、その他の土日開館・月曜休館の社会教育施設については、火～金曜日は収入がないことが多く土日開館日の収入が多いことから火曜日に収納することとし、集中して収入がある場合はその都度速やかに納めることといたしました。	平成 30 年 3 月から